

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月28日提出
【計算期間】	第14期(自 2024年9月8日至 2025年3月7日)
【ファンド名】	N E X T F U N D S 新興国株式・M S C I エマージング・マーケット・ インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O 兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

新興国株式マザーファンド受益証券およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス¹（以下「対象株価指数」といいます。）の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証券）²を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指します。

1 MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは

- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数（配当込み）です。
- ・米ドルベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が算出します。

2 DR（預託証券）とは

Depository Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

■ 信託金の限度額 ■

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料は申込みの取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象株価指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（NEXT FUNDS新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 <				

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリーファンド	あり ()	日経225 TOPIX
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア			
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (MSCI エマージング・ マーケット・ インデックス)
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)			
資産複合 (株式 一般、その他資産(投資信託証券(株式 一般)) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほ

か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

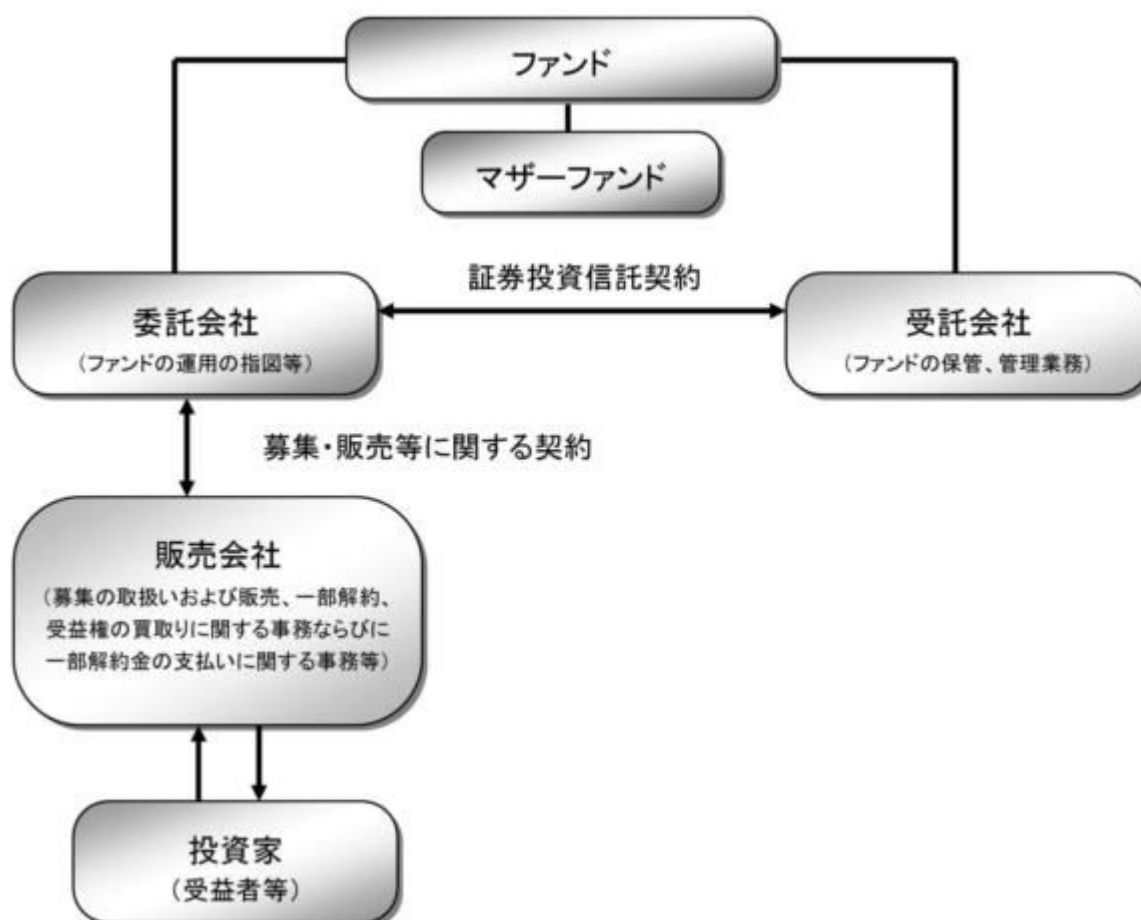
- (2) 条件付運用型... 目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型... 目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年7月6日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

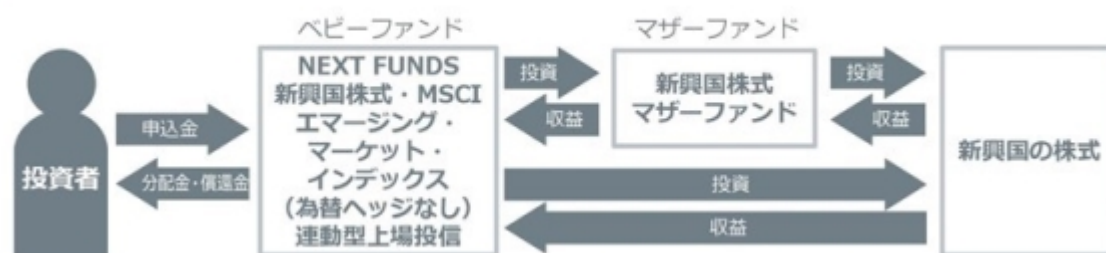
2018年7月10日 受益権を東京証券取引所へ上場

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	NEXT FUNDS新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信
マザーファンド (親投資信託)	新興国株式マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■ 委託会社の概況(2025年4月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 指数の著作権等について ■

MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。

MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

（２）【投資対象】

マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

投資の対象とする資産の種類（信託約款）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2 条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2 条第20 項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限」、および「」に定めるものに限り。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲等（信託約款）

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券および新株予約権証券
- 12．外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13．前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等（信託約款）

委託者は、信託金を、上記「有価証券の指図範囲等」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. 直物為替先渡取引

「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)マザーファンドの概要

（新興国株式マザーファンド） 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2．運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

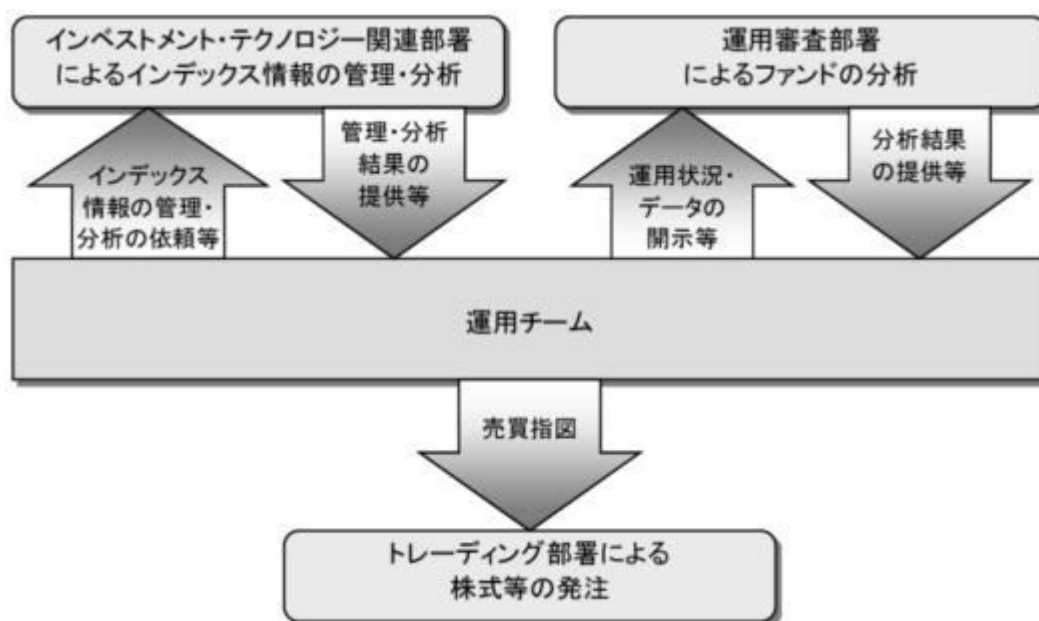
投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金が

ゼロとなる場合もあります。

売買益が生じても、分配は行ないません。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限（信託約款）

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲(信託約款)

- （ ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ ）上記（ ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の運用指図(信託約款)

- （ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- （ ）上記（ ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予

約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
() 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
() 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
() 上記()の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
() 委託者は、上記()の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

スワップ取引の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
() スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
() スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
() 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
() 上記()各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に

相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(信託約款)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- () 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- () 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

〔 株価変動リスク 〕

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なう新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

〔 為替変動リスク 〕

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象株価指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に同指数の採用銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること

ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること

ファンドの外貨建資産の評価に用いる為替レートと、同指数の計算に用いる為替レートに差異があること

同指数と異なる指数を参照する先物取引を利用する場合があることや、先物価格の値動きが当該先物の参照指数の値動きと一致しないこと

ファンドの保有銘柄の配当金に課税がされること（ファンドでは税引き後の配当金が計上される一方、同指数は税引き前の配当金で計算されること）

信託報酬等のコスト負担があること

* 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

* 上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があ

ります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

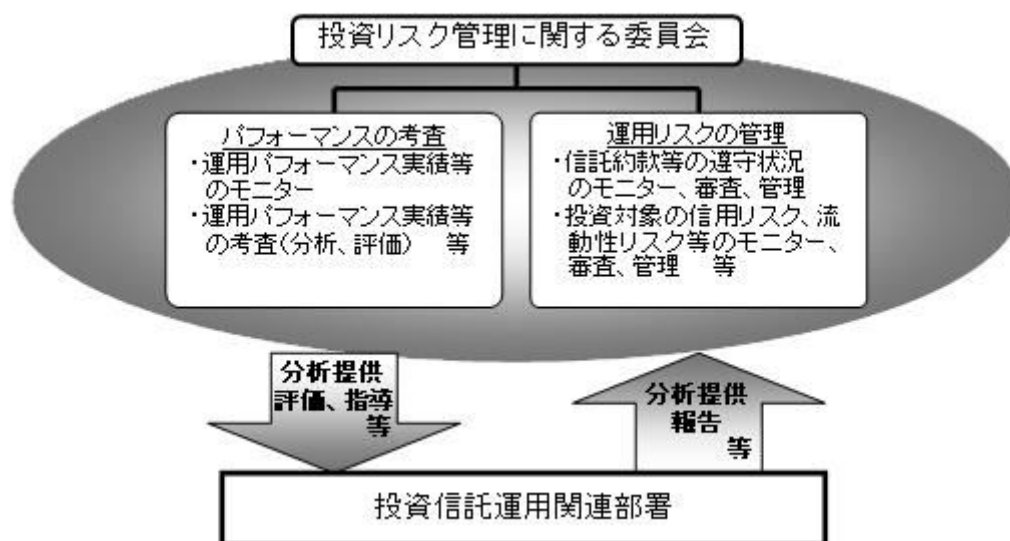
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流

動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



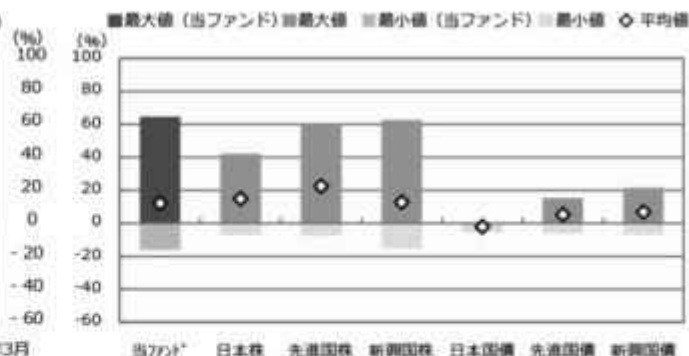
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2020年4月末～2025年3月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
最大値 (%)	64.6	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 16.1	△ 7.1	△ 7.4	△ 15.2	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	12.1	14.9	22.5	12.7	△ 2.0	5.3	6.9

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年4月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてののみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。

米国の J P Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPMI、J P Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売基準価額（取得申込日の翌営業日の基準価額に100.30%以内（2025年5月28日現在100.20%）の率を乗じて得た価額）に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相

当する金額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。ただし、各計算期間において、次の第1号により計算した額（税抜）に、第2号により計算した額（税抜）を加えて得た額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.209%（税抜年0.19%）以内で委託会社が定める率（2025年5月28日現在年0.209%（税抜年0.19%））（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その配分については以下の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 受託会社 >
年0.17%	年0.02%

* 上記配分は、2025年5月28日現在の信託報酬率における配分です。

2. 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%（税抜40%）以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

対象株価指数に係る商標使用料（2025年5月28日現在）

ファンドの純資産総額に対し、年0.055%（税抜年0.05%）以下の率を乗じて得た額とします。

ファンドの上場に係る費用（2025年5月28日現在）

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.30%以内（2025年5月28日現在100.20%）の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.30%以内（2025年5月28日現在0.20%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.30%以内（2025年5月28日現在0.20%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

●受益権の売却時、換金（解約）時および償還時

売却時、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率

により源泉徴収が行なわれます。

売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

●収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

●受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年3月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

なお、上記のほか、日本の非居住者である受益者には、日本以外の国における税金が課せられる場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年3月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,730,124,280	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	267,678	0.00
合計（純資産総額）		2,730,391,958	100.00

(参考) 新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	5,008,429,022	3.20
	メキシコ	2,627,712,138	1.67
	ブラジル	5,747,795,842	3.67
	チリ	353,809,843	0.22
	コロンビア	89,128,954	0.05
	ギリシャ	842,647,760	0.53
	トルコ	830,609,817	0.53
	チェコ	264,828,463	0.16
	ハンガリー	444,251,054	0.28
	ポーランド	1,513,074,837	0.96
	香港	37,299,618,504	23.84
	マレーシア	1,943,112,735	1.24
	タイ	1,726,935,762	1.10
	フィリピン	710,881,852	0.45
	インドネシア	1,827,917,356	1.16
	韓国	13,579,375,024	8.68
	台湾	25,690,940,904	16.42
	インド	26,839,634,792	17.15
	カタール	1,149,141,142	0.73
	エジプト	22,657,750	0.01
	南アフリカ	4,668,795,771	2.98
	アラブ首長国連邦	2,066,689,121	1.32
	クウェート	1,176,145,134	0.75
	サウジアラビア	5,925,176,011	3.78
	小計	142,349,309,588	91.00
投資信託受益証券	アメリカ	5,541,974,948	3.54
投資証券	メキシコ	120,113,874	0.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8,412,682,476	5.37

合計（純資産総額）	156,424,080,886	100.00
-----------	-----------------	--------

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,861,175,453	5.02
	買建	香港	365,251,941	0.23

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	1,307,030,008	2.0843	2,724,242,646	2.0888	2,730,124,280	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

（参考）新興国株式マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	3,058,000	3,728.14	11,400,659,165	4,295.04	13,134,242,106	8.39
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	801,400	7,268.51	5,824,985,872	9,792.59	7,847,781,626	5.01
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA UCITS ETF	—	8,066,400	652.99	5,267,326,510	687.04	5,541,974,948	3.54
4	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	2,007,480	1,541.24	3,094,009,548	2,517.82	5,054,473,294	3.23
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	592,720	7,857.73	4,657,438,072	6,122.34	3,628,833,365	2.31
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	702,400	2,790.00	1,959,700,382	3,217.63	2,260,064,717	1.44
7	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	2,044,000	446.54	912,747,998	981.18	2,005,533,964	1.28
8	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	610,640	2,349.94	1,434,973,403	3,077.12	1,879,013,778	1.20
9	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	755,800	2,444.86	1,847,829,697	2,244.17	1,696,148,221	1.08
10	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	86,180	19,532.16	1,683,282,235	18,009.68	1,552,074,567	0.99
11	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	648,500	1,997.82	1,295,587,324	2,373.09	1,538,952,756	0.98
12	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	11,935,000	103.84	1,239,392,581	128.77	1,536,917,690	0.98
13	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	67,760	18,123.43	1,228,043,722	20,268.81	1,373,414,566	0.87

14	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	188,538	5,108.30	963,108,886	6,609.49	1,246,140,780	0.79
15	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	152,500	4,944.78	754,080,363	7,818.69	1,192,351,140	0.76
16	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	412,300	2,620.61	1,080,477,643	2,764.34	1,139,739,031	0.72
17	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,551,649	776.56	1,204,959,732	694.78	1,078,064,623	0.68
18	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	240,500	3,231.37	777,146,586	4,061.64	976,824,420	0.62
19	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	314,500	2,359.70	742,126,909	3,050.78	959,471,568	0.61
20	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	301,367	2,425.29	730,902,496	3,159.76	952,249,803	0.60
21	香港	株式	JIND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,520,000	85.50	728,525,796	105.51	899,011,656	0.57
22	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	21,160	31,479.99	666,116,654	37,316.78	789,623,198	0.50
23	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	8,720,000	70.47	614,508,221	88.21	769,276,656	0.49
24	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	714,940	1,145.22	818,764,087	1,065.18	761,543,364	0.48
25	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジャー	76,800	8,172.78	627,669,804	9,744.54	748,380,672	0.47
26	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	822,500	763.56	628,034,244	902.37	742,206,728	0.47
27	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	241,750	2,955.56	714,508,325	3,029.07	732,278,156	0.46
28	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	111,500	6,987.32	779,086,883	6,346.82	707,670,876	0.45
29	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	450,652	1,642.09	740,011,739	1,493.04	672,845,446	0.43
30	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	403,700	2,107.93	850,971,661	1,547.53	624,738,668	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	6.12
		メディア	0.03
		娯楽	0.94
		不動産管理・開発	1.46
		エネルギー設備・サービス	0.08
		石油・ガス・消耗燃料	3.98
		化学	1.24
		建設資材	0.68
		容器・包装	0.02
		金属・鉱業	3.17
		紙製品・林産品	0.09
		航空宇宙・防衛	0.67
		建設関連製品	0.02
		建設・土木	0.51
		電気設備	0.93
		コングロマリット	0.92
		機械	0.63
		商社・流通業	0.08
		商業サービス・用品	0.03
		航空貨物・物流サービス	0.22
		旅客航空輸送	0.33
		海上運輸	0.31
		陸上運輸	0.12

		運送インフラ	0.56
		自動車用部品	0.52
		自動車	3.01
		家庭用耐久財	0.35
		繊維・アパレル・贅沢品	0.70
		ホテル・レストラン・レジャー	2.57
		大規模小売り	5.60
		専門小売り	0.61
		生活必需品流通・小売り	1.07
		飲料	0.87
		食品	1.17
		タバコ	0.30
		家庭用品	0.02
		パーソナルケア用品	0.52
		ヘルスケア機器・用品	0.07
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.58
		バイオテクノロジー	0.77
		医薬品	1.05
		銀行	16.72
		金融サービス	0.99
		保険	2.75
		情報技術サービス	1.91
		ソフトウェア	0.14
		通信機器	0.20
		コンピュータ・周辺機器	5.18
		電子装置・機器・部品	1.90
		半導体・半導体製造装置	11.05
		各種電気通信サービス	1.07
		無線通信サービス	1.51
		電力	1.08
		ガス	0.29
		総合公益事業	0.06
		水道	0.14
		消費者金融	0.75
		資本市場	0.71
		各種消費者サービス	0.14
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.72
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.43
		その他の業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.54
投資証券	—	—	0.07
合 計			94.62

【投資不動産物件】

NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信
該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCIエマージング・マーケット指数先物(2025年06月限)	買建	944	米ドル	53,749,870	8,036,680,557	52,576,080	7,861,175,453	5.02
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物(2025年04月限)	買建	46	米ドル	2,501,250	373,986,900	2,442,830	365,251,941	0.23

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

2025年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所 取引価格（円）
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間	(2018年 9月 7日)	134	135	964.1700	967.4700	966
第2計算期間	(2019年 3月 7日)	261	263	1,007.3900	1,012.6900	1,002
第3計算期間	(2019年 9月 7日)	396	401	921.3700	934.8700	922
第4計算期間	(2020年 3月 7日)	642	646	945.2900	950.1900	918
第5計算期間	(2020年 9月 7日)	410	417	1,001.4000	1,019.4000	1,011
第6計算期間	(2021年 3月 7日)	932	935	1,243.9700	1,247.8700	1,250
第7計算期間	(2021年 9月 7日)	1,325	1,338	1,250.9100	1,263.1100	1,256
第8計算期間	(2022年 3月 7日)	1,708	1,718	1,124.1400	1,130.4400	1,078
第9計算期間	(2022年 9月 7日)	2,077	2,114	1,193.7800	1,215.1800	1,185.5
第10計算期間	(2023年 3月 7日)	2,059	2,072	1,170.1100	1,177.6100	1,173.5
第11計算期間	(2023年 9月 7日)	2,226	2,262	1,257.7200	1,278.0200	1,246
第12計算期間	(2024年 3月 7日)	2,379	2,394	1,329.0700	1,337.7700	1,333
第13計算期間	(2024年 9月 7日)	2,301	2,342	1,337.9000	1,362.1000	1,302.5
第14計算期間	(2025年 3月 7日)	2,725	2,741	1,449.5200	1,458.4200	1,446.5
2024年 3月末日		2,449	—	1,368.6900	—	1,382
4月末日		2,570	—	1,435.9600	—	1,441.5
5月末日		2,590	—	1,447.3400	—	1,445

6月末日	2,732	—	1,526.7800	—	1,556
7月末日	2,573	—	1,437.4900	—	1,440.5
8月末日	2,307	—	1,398.2900	—	1,390
9月末日	2,504	—	1,455.9700	—	1,483
10月末日	2,614	—	1,502.8500	—	1,488
11月末日	2,472	—	1,412.7400	—	1,401.5
12月末日	2,753	—	1,488.1800	—	1,478.5
2025年 1月末日	2,734	—	1,470.2100	—	1,485
2月末日	2,733	—	1,461.8900	—	1,439
3月末日	2,730	—	1,452.3400	—	1,450

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

【分配の推移】

NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2018年 7月 6日～2018年 9月 7日	3.3000円
第2計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	5.3000円
第3計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	13.5000円
第4計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	4.9000円
第5計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	18.0000円
第6計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	3.9000円
第7計算期間	2021年 3月 8日～2021年 9月 7日	12.2000円
第8計算期間	2021年 9月 8日～2022年 3月 7日	6.3000円
第9計算期間	2022年 3月 8日～2022年 9月 7日	21.4000円
第10計算期間	2022年 9月 8日～2023年 3月 7日	7.5000円
第11計算期間	2023年 3月 8日～2023年 9月 7日	20.3000円
第12計算期間	2023年 9月 8日～2024年 3月 7日	8.7000円
第13計算期間	2024年 3月 8日～2024年 9月 7日	24.2000円
第14計算期間	2024年 9月 8日～2025年 3月 7日	8.9000円

【収益率の推移】

NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

	計算期間	収益率
第1計算期間	2018年 7月 6日～2018年 9月 7日	3.3%
第2計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	5.0%
第3計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	7.2%
第4計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	3.1%
第5計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	7.8%
第6計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	24.6%
第7計算期間	2021年 3月 8日～2021年 9月 7日	1.5%
第8計算期間	2021年 9月 8日～2022年 3月 7日	9.6%

第9計算期間	2022年 3月 8日～2022年 9月 7日	8.1%
第10計算期間	2022年 9月 8日～2023年 3月 7日	1.4%
第11計算期間	2023年 3月 8日～2023年 9月 7日	9.2%
第12計算期間	2023年 9月 8日～2024年 3月 7日	6.4%
第13計算期間	2024年 3月 8日～2024年 9月 7日	2.5%
第14計算期間	2024年 9月 8日～2025年 3月 7日	9.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2018年 7月 6日～2018年 9月 7日	140,000	—	140,000
第2計算期間	2018年 9月 8日～2019年 3月 7日	120,000	—	260,000
第3計算期間	2019年 3月 8日～2019年 9月 7日	170,000	—	430,000
第4計算期間	2019年 9月 8日～2020年 3月 7日	250,000	—	680,000
第5計算期間	2020年 3月 8日～2020年 9月 7日	180,000	450,000	410,000
第6計算期間	2020年 9月 8日～2021年 3月 7日	350,000	10,000	750,000
第7計算期間	2021年 3月 8日～2021年 9月 7日	310,000	—	1,060,000
第8計算期間	2021年 9月 8日～2022年 3月 7日	460,000	—	1,520,000
第9計算期間	2022年 3月 8日～2022年 9月 7日	220,000	—	1,740,000
第10計算期間	2022年 9月 8日～2023年 3月 7日	20,000	—	1,760,000
第11計算期間	2023年 3月 8日～2023年 9月 7日	10,000	—	1,770,000
第12計算期間	2023年 9月 8日～2024年 3月 7日	20,000	—	1,790,000
第13計算期間	2024年 3月 8日～2024年 9月 7日	70,000	140,000	1,720,000
第14計算期間	2024年 9月 8日～2025年 3月 7日	160,000	—	1,880,000

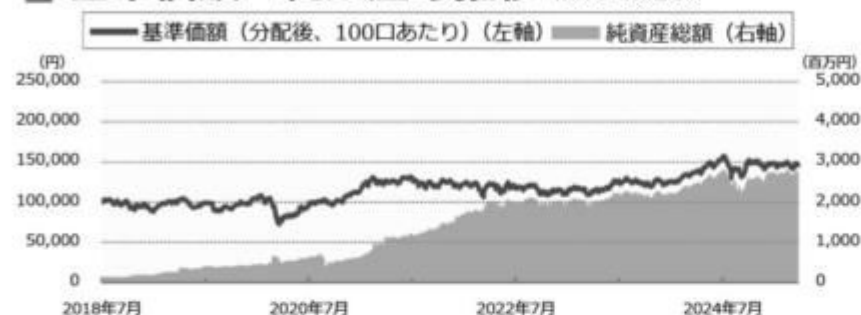
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2025年3月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）



■ 分配の推移

（100口あたり、課税前）

2025年3月	890 円
2024年9月	2,420 円
2024年3月	870 円
2023年9月	2,030 円
2023年3月	750 円
設定来累計	15,840 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

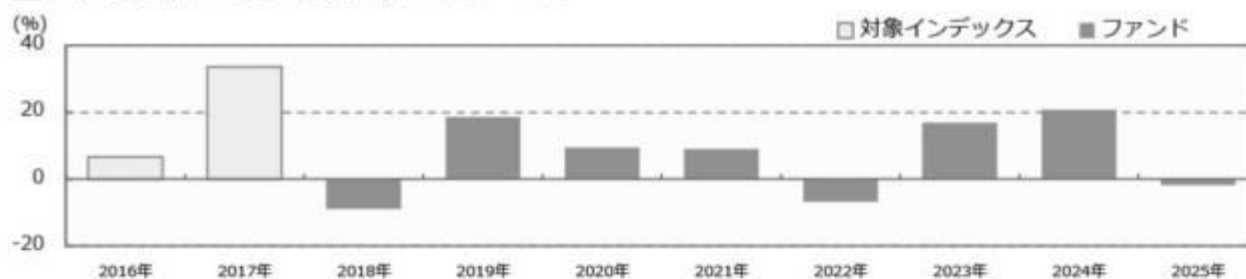
順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	8.4
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.0
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	3.5
4	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	3.2
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	2.3
6	HDFC BANK LIMITED	銀行	1.4
7	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	1.3
8	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	1.2
9	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	1.1
10	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	1.0

実質的な国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率（%）
1	香港	23.8
2	インド	17.1
3	台湾	16.4
4	韓国	8.7
5	アメリカ	6.7

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年から2017年は対象インデックスの年間収益率。（出所：MSCI）
- ・2018年は設定日（2018年7月6日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

取得申込みの受付については、取得申込日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

(3)申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第4号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
2. 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日でない日」が2日以上ある場合において、取得申込日当日が当該期間の前々営業日または前営業日となる場合の当該申込日
3. 取得申込日当日が、第39条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）
4. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

- ・ 香港取引決済所の休場日
- ・ ニューヨーク証券取引所の休場日

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4)販売単位

1万口以上1万口単位とします。

(5)販売価額

販売基準価額とします。

(6)申込受け付けの中止および取り消し

取得申込日において当日申込み分の取得申込口数と一部解約申込口数との差が、当該申込みを受け付ける前の残存口数（前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。）を超えることとなる場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大

な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(7)取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る金銭の委託者への支払いの債務の負担を、金融商品取引清算機関^{*}（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合は、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

^{*} 金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求日（「解約申込日」といいます。）の正午までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

(3)申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受け付けを行なうことができます。

1．解約申込日当日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日

2．連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日でない日」が2日以上ある場

合において、解約申込日当日が当該期間の前営業日となる場合の当該申込日

3. 解約申込日当日が、第39条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）
4. （削除）
5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4)換金単位

1万口以上1万口単位とします。

(5)換金価額

解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

解約代金は、解約申込日から起算して、原則として7営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9)一部解約に関する清算制度について

一部解約に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合は、一部解約に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

(10)受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に

相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(11)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

(12)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

< 追加信託金 >

() 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.30%以内の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

() 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

< 受益権と一部解約金の計理処理 >

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2018年7月6日設定)。

(4) 【計算期間】

毎年3月8日から9月7日までおよび9月8日から翌年3月7日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

() 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

() 委託者は、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

(b) 信託期間の終了

() 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(c)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c)信託約款の変更等

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託者は、上記()の事項（上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了()」または「(c)信託約款の変更等()」に規定する書面に付記します。

(f)金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとしします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとしします。

(g)信託財産の登記等および記載等の留保等

()信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

()上記()ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。

()信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

()動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h)有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(i)再投資の指図

委託者は、親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j)受託者による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者が

これを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k)委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(l)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

() 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

() 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(m)受益権の分割、信託日時異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n)信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(p)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

■収益分配金の支払い■

- (a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会

員(口座管理機関であるものに限り、以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- () 受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- () 会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記()の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- () 会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

- (b) 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い ■

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記の会員等から支払います。

受託者は、信託終了による償還金について支払開始日から10年を経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に償還金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2024年9月8日から2025年3月7日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 (2024年 9月 7日現在)	第14期 (2025年 3月 7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,139,452	3,213,621
親投資信託受益証券	2,301,312,077	2,724,642,915
未収入金	41,303,471	16,963,587
未収利息	40	43
流動資産合計	2,345,755,040	2,744,820,166
資産合計	2,345,755,040	2,744,820,166
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	41,624,000	16,732,000
未払受託者報酬	282,787	286,387
未払委託者報酬	2,403,611	2,434,211
その他未払費用	262,027	267,001
流動負債合計	44,572,425	19,719,599
負債合計	44,572,425	19,719,599
純資産の部		
元本等		
元本	1,720,000,000	1,880,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	581,182,615	845,100,567
（分配準備積立金）	98,912	151,801
元本等合計	2,301,182,615	2,725,100,567
純資産合計	2,301,182,615	2,725,100,567
負債純資産合計	2,345,755,040	2,744,820,166

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自 2024年 3月 8日 至 2024年 9月 7日	第14期 自 2024年 9月 8日 至 2025年 3月 7日
営業収益		
受取利息	4,127	9,425
有価証券売買等損益	66,248,133	214,078,679
営業収益合計	66,252,260	214,088,104
営業費用		
支払利息	50	-
受託者報酬	282,787	286,387
委託者報酬	2,403,611	2,434,211
その他費用	692,335	765,354
営業費用合計	3,378,783	3,485,952
営業利益又は営業損失（ ）	62,873,477	210,602,152
経常利益又は経常損失（ ）	62,873,477	210,602,152
当期純利益又は当期純損失（ ）	62,873,477	210,602,152
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	589,035,638	581,182,615
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,076,300	70,047,800
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,076,300	70,047,800
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,178,800	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,178,800	-
分配金	41,624,000	16,732,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	581,182,615	845,100,567

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 9月 8日から2025年 3月 7日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第13期 2024年 9月 7日現在	第14期 2025年 3月 7日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,720,000口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,880,000口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,337.90円 (100口当たり純資産額) (133,790円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,449.52円 (100口当たり純資産額) (144,952円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 2024年 3月 8日 至 2024年 9月 7日			第14期 自 2024年 9月 8日 至 2025年 3月 7日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
当期配当等収益額	A	4,077円	当期配当等収益額	A	9,425円
親ファンドの配当等収益額	B	45,037,430円	親ファンドの配当等収益額	B	20,261,416円
分配準備積立金	C	60,138円	分配準備積立金	C	98,912円
配当等収益合計額	D=A+B+C	45,101,645円	配当等収益合計額	D=A+B+C	20,369,753円
経費	E	3,378,733円	経費	E	3,485,952円
収益分配可能額	F=D-E	41,722,912円	収益分配可能額	F=D-E	16,883,801円
収益分配金	G	41,624,000円	収益分配金	G	16,732,000円
次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	98,912円	次期繰越金(分配準備積立金)	H=F-G	151,801円
口数	I	1,720,000口	口数	I	1,880,000口
100口当たり分配金	J=G/I × 100	2,420円	100口当たり分配金	J=G/I × 100	890円
2. その他費用 その他費用のうち566,496円は、対象指数についての商標使用料であります。			2. その他費用 その他費用のうち579,711円は、対象指数についての商標使用料であります。		

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第13期 自 2024年 3月 8日 至 2024年 9月 7日	第14期 自 2024年 9月 8日 至 2025年 3月 7日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第13期 2024年 9月 7日現在	第14期 2025年 3月 7日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありま せん。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第13期 自 2024年 3月 8日 至 2024年 9月 7日	第14期 自 2024年 9月 8日 至 2025年 3月 7日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第13期 自 2024年 3月 8日 至 2024年 9月 7日	第14期 自 2024年 9月 8日 至 2025年 3月 7日
期首元本額 1,790,000,000円 期中追加設定元本額 70,000,000円 期中一部解約元本額 140,000,000円	期首元本額 1,720,000,000円 期中追加設定元本額 160,000,000円 期中一部解約元本額 0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第13期 自 2024年 3月 8日 至 2024年 9月 7日	第14期 自 2024年 9月 8日 至 2025年 3月 7日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	53,378,775	212,805,538
合計	53,378,775	212,805,538

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年3月7日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年3月7日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	新興国株式マザーファンド	1,307,159,334	2,724,642,915	
	小計	銘柄数：1	1,307,159,334	2,724,642,915	
		組入時価比率：100.0%		100.0%	
合計				2,724,642,915	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2025年 3月 7日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,819,648,528
コール・ローン	706,350,994
株式	140,533,347,912
投資信託受益証券	5,511,020,409
投資証券	115,077,052
派生商品評価勘定	87,112,374
未収入金	1,875,116
未収配当金	226,187,324
未収利息	9,470
差入委託証拠金	4,749,788,289
流動資産合計	155,750,417,468
資産合計	155,750,417,468
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	50,072,250
未払金	2,035,462,621
未払解約金	26,161,274
その他未払費用	6,276,500
流動負債合計	2,117,972,645
負債合計	2,117,972,645
純資産の部	
元本等	
元本	73,706,949,776
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	79,925,495,047
元本等合計	153,632,444,823
純資産合計	153,632,444,823
負債純資産合計	155,750,417,468

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
------------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）
 該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 3月 7日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0844円
(10,000口当たり純資産額)	(20,844円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 9月 8日 至 2025年 3月 7日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。	
当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 3月 7日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
投資信託受益証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
投資証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 3月 7日現在	
期首	2024年 9月 8日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	67,239,617,685円
同期中における追加設定元本額	11,532,998,762円
同期中における一部解約元本額	5,065,666,671円
期末元本額	73,706,949,776円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド2015	12,867,303円
野村資産設計ファンド2020	14,142,282円
野村資産設計ファンド2025	20,570,742円
野村資産設計ファンド2030	37,115,536円
野村資産設計ファンド2035	39,783,477円
野村資産設計ファンド2040	71,141,494円
野村資産設計ファンド2045	16,859,999円

野村インデックスファンド・新興国株式 ネクストコア	3,614,386,883円 11,788,639円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	553,066,187円
野村資産設計ファンド２０５０	18,276,766円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２６－２０２８年目標型	3,245,477円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２９－２０３１年目標型	2,492,143円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３２－２０３４年目標型	2,409,263円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３５－２０３７年目標型	2,384,743円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	1,540,583円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	1,664,947円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	15,129,652円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	8,843,478円
インデックス・ブレンド（タイプ ）	28,914,188円
野村つみたて外国株投信	8,832,350,622円
野村外国株（含む新興国）インデックス Ａコース（野村投資一任口座向け）	642,936,159円
野村外国株（含む新興国）インデックス Ｂコース（野村投資一任口座向け）	2,186,116,633円
世界６資産分散ファンド	149,614,715円
野村資産設計ファンド２０６０	19,307,540円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）	2,620,464,869円
はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス	1,339,942,114円
ＮＥＸＴ ＦＵＮＤＳ 新興国株式・ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデッ クス（為替ヘッジなし）運動型上場投信	1,307,159,334円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	4,863,592,827円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,590,745円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	1,015,417,079円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格 機関投資家専用）	408,620円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	387,980,221円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	44,778,636,554円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	770,092,355円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	12,129,217円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	36,623,393円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	41,648,439円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	32,052,992円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	32,160,065円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	67,807,922円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	91,293,579円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式(2025年3月7日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	1.93	300,080.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	16,280	42.18	686,690.40	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	13.52	292,032.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	

	POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	
	SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
	SOUTHERN COPPER CORP	9,449	90.82	858,158.18	
	H WORLD GROUP LTD-ADR	27,800	37.10	1,031,380.00	
	YUM CHINA HOLDINGS INC	45,900	49.30	2,262,870.00	
	OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
	PDD HOLDINGS INC ADR	85,240	119.82	10,213,456.80	
	VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	39,400	16.91	666,254.00	
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00	
	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	11,100	34.18	379,398.00	
	BANCO DE CHILE-ADR	27,700	26.95	746,515.00	
	BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	22.43	439,628.00	
	BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	15,630	41.58	649,895.40	
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.47	383,813.13	
	CREDICORP LTD	8,360	182.04	1,521,854.40	
	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	386,300	10.65	4,114,095.00	
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
	STATE BANK OF INDIA-GDR	21,390	83.60	1,788,204.00	
	TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
	VTB BANK JSC	35,156	0.00	0.00	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	54,288	1.85	100,541.37	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
	ENEL CHILE SA-ADR	73,000	3.29	240,170.00	
	INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
	QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	13,400	41.37	554,358.00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
	XP INC - CLASS A	41,700	14.55	606,735.00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	13.45	672,500.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	96,600	13.32	1,286,712.00	
	AUTOHOME INC-ADR	7,500	30.91	231,825.00	
	KANZHUN LTD	32,700	17.34	567,018.00	
	VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
	KE HOLDINGS INC ADR	85,400	24.46	2,088,884.00	
小計	銘柄数：48			32,683,067.68	
				(4,839,381,831)	
	組入時価比率：3.1%			3.4%	
メキシコペソ	CEMEX SAB - CPO	1,871,985	12.92	24,186,046.20	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	380,983	101.27	38,582,148.41	
	INDUSTRIAS PENOLAS SAB DE CV	26,310	342.26	9,004,860.60	
	ALFA S.A.B.-A	537,968	16.61	8,935,648.48	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	115.99	7,539,350.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	24,600	543.86	13,378,956.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	43,000	195.58	8,409,940.00	

小計	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45,300	382.75	17,338,575.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	201.79	3,753,294.00	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	43,000	114.80	4,936,400.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	603,000	54.35	32,773,050.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	209.12	12,128,960.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67,000	177.01	11,859,670.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	211,600	197.38	41,765,608.00	
	GRUMA S.A.B.-B	21,900	376.08	8,236,152.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	56.48	8,867,360.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	31.51	4,505,930.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	330,700	146.88	48,573,216.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	47.26	9,877,340.00	
	QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	31,000	180.73	5,602,630.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,281,000	15.01	34,237,810.00	
	小計 銘柄数：21			354,492,944.69	
				(2,589,854,555)	
	組入時価比率：1.7%			1.8%	
リアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	460,000	36.97	17,006,200.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	550,000	34.26	18,843,000.00	
	PRIO SA	108,700	37.48	4,074,076.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	16.00	1,376,000.00	
	KLABIN SA-UNIT	83,600	19.93	1,666,148.00	
	GERDAU SA PFD NPV	194,020	16.82	3,263,416.40	
	VALE SA	439,452	56.20	24,697,202.40	
	SUZANO SA	87,960	55.16	4,851,873.60	
	EMBRAER SA	93,000	74.72	6,948,960.00	
	WEG SA	199,648	47.28	9,439,357.44	
	LOCALIZA RENT A CAR	106,595	28.32	3,018,770.40	
	RUMO SA	164,000	17.96	2,945,440.00	
	CCR SA	121,000	11.68	1,413,280.00	
	VIBRA ENERGIA SA	138,000	16.32	2,252,160.00	
	RAIA DROGASIL SA	153,980	17.81	2,742,383.80	
	AMBEV SA	593,956	12.85	7,632,334.60	
	BRF SA	77,000	18.50	1,424,500.00	
	JBS SA	98,100	30.73	3,014,613.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	92,500	13.44	1,243,200.00	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	106,500	27.03	2,878,695.00	
	BANCO BRADESCO S.A.	209,953	10.62	2,229,700.86	
	BANCO BRADESCO SA - PREF	652,042	11.55	7,531,085.10	
	BANCO DO BRASIL SA	208,000	27.73	5,767,840.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	575,991	32.46	18,696,667.86	
	ITAUSA SA	698,268	8.87	6,193,637.16	
	ITAUSA SA-RIGHTS	9,612	2.17	20,858.04	

		BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	39.05	3,397,350.00	
		CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	15.95	1,291,950.00	
		TOTVS SA	61,000	34.79	2,122,190.00	
		TELEFONICA BRASIL S.A.	59,205	49.00	2,901,045.00	
		TIM SA	82,952	16.41	1,361,242.32	
		CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	42.11	1,221,190.00	
		CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	162,100	38.67	6,268,407.00	
		CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	256,983	11.32	2,909,047.56	
		COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	95,000	9.76	927,200.00	
		CPFL ENERGIA SA	18,400	37.18	684,112.00	
		ENERGISA SA-UNITS	35,700	38.21	1,364,097.00	
		EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	148,000	30.22	4,472,560.00	
		CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	54,100	94.16	5,094,056.00	
		B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	679,999	10.64	7,235,189.36	
		BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	158,000	31.45	4,969,100.00	
		ENGIE BRASIL SA	16,600	37.36	620,176.00	
	小計	銘柄数：42			208,010,311.90	
					(5,341,475,998)	
		組入時価比率：3.5%			3.8%	
チリペソ		EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,610.00	191,590,000.00	
		LATAM AIRLINES GROUP SA	18,116,000	15.25	276,269,000.00	
		S.A.C.I. FALABELLA	94,000	3,845.00	361,430,000.00	
		EMPRESAS COPEC SA	57,000	6,750.00	384,750,000.00	
		CENCOSUD SA	126,000	2,520.00	317,520,000.00	
		BANCO DE CREDITO E INVERSION	13,134	32,250.00	423,571,500.00	
		ENEL AMERICAS SA	2,325,000	88.50	205,762,500.00	
	小計	銘柄数：7			2,160,893,000.00	
コロンビアペソ		BANCOLOMBIA SA	28,900	47,300.00	1,366,970,000.00	
		INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	19,400.00	1,164,000,000.00	
	小計	銘柄数：2			2,530,970,000.00	
					(91,266,778)	
ユーロ		METLEN ENERGY & METALS SA	12,000	36.20	434,400.00	
		FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
		OPAP SA	20,200	17.03	344,006.00	
		JUMBO SA	15,932	25.96	413,594.72	
		ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	283,000	2.02	571,660.00	
		EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	2.57	758,445.00	
		NATIONAL BANK OF GREECE	112,000	9.36	1,049,216.00	
		PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A.	121,000	4.67	565,554.00	
		HELLENIC TELECOM	18,000	15.31	275,580.00	

	PUBLIC POWER CORP	31,600	13.00	410,800.00	
小計	銘柄数：10			4,823,255.72	
				(770,322,171)	
	組入時価比率：0.5%			0.5%	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	137.60	16,057,920.00	
	SASA POLYESTER SANAYI	1,533,598	3.73	5,720,320.54	
	EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	418,000	24.68	10,316,240.00	
	ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	200,920	112.20	22,543,224.00	
	KOC HLDGS	85,000	169.30	14,390,500.00	
	TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	39.22	5,883,000.00	
	PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	275.75	8,086,368.75	
	TURK HAVA YOLLARI AO	64,000	336.00	21,504,000.00	
	FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	974.00	6,038,800.00	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	553.50	30,719,250.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	83,600	53.65	4,485,140.00	
	AKBANK T.A.S	411,000	73.45	30,187,950.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	107.70	14,216,400.00	
	TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	16.06	15,417,278.80	
	YAPI VE KREDI BANKASI A.S.	417,000	31.58	13,168,860.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	179,000	107.40	19,224,600.00	
小計	銘柄数：16			237,959,852.09	
				(967,354,390)	
	組入時価比率：0.6%			0.7%	
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	1,065.00	9,638,250.00	
	MONETA MONEY BANK AS	42,000	141.00	5,922,000.00	
	CEZ AS	21,600	1,029.00	22,226,400.00	
小計	銘柄数：3			37,786,650.00	
				(240,984,360)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	59,800	2,864.00	171,267,200.00	
	RICHTER GEDEON NYRT	16,200	10,850.00	175,770,000.00	
	OTP BANK NYRT	25,700	24,800.00	637,360,000.00	
小計	銘柄数：3			984,397,200.00	
				(393,603,345)	
	組入時価比率：0.3%			0.3%	
ズロチ	ORLEN SA	64,387	64.20	4,133,645.40	
	KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	18,100	133.10	2,409,110.00	
	LPP SA	130	18,500.00	2,405,000.00	
	ALLEGRO.EU SA	62,200	29.16	1,814,063.00	
	DINO POLSKA SA	6,650	485.10	3,225,915.00	
	ZABKA GROUP SA	47,000	22.50	1,057,500.00	
	BANK PEKAO SA	20,600	174.25	3,589,550.00	
	MBANK	2,040	752.20	1,534,488.00	

小計	銘柄数：13			37,664,703.40	
	組入時価比率：0.9%			(1,441,153,246)	1.0%
香港ドル	PKO BANK POLSKI SA	110,600	72.00	7,963,200.00	
	SANTANDER BANK POLSKA SA	5,660	544.60	3,082,436.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	76,900	54.62	4,200,278.00	
	POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	7.16	523,118.00	
	CD PROJEKT RED SA	8,000	215.80	1,726,400.00	
	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	6.35	1,295,400.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	7.92	2,138,400.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,040,900	4.17	12,680,553.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	413,000	30.45	12,575,850.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	6.54	824,040.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,530,000	5.75	14,547,500.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	336,700	8.16	2,747,472.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO.LTD-H	138,000	22.35	3,084,300.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	4.20	1,650,600.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	5.06	2,479,400.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	14.40	5,140,800.00	
	CMOC GROUP LTD-H	405,000	5.77	2,336,850.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	13.06	1,279,880.00	
	MMG LTD	464,800	2.58	1,199,184.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	15.68	940,800.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	14.20	2,399,800.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	703,000	15.92	11,191,760.00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	4.19	846,380.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	370,400	4.97	1,840,888.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	3.89	1,633,800.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	12.08	2,745,180.00	
	CITIC LTD	688,000	9.47	6,515,360.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.58	1,034,805.20	
	CRRC CORP LTD-H	550,000	5.28	2,904,000.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	22.50	1,282,500.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	22.30	1,516,400.00	
	WEICHAJ POWER CO LTD-H	214,800	16.24	3,488,352.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	33.95	1,874,040.00	
	BOC AVIATION LTD	28,100	61.80	1,736,580.00	
	J&T GLOBAL EXPRESS LTD	373,000	6.37	2,376,010.00	
	JD LOGISTICS INC	279,400	15.46	4,319,524.00	
	ZTO EXPRESS CAYMAN INC	53,800	162.10	8,720,980.00	
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD -	368,000	11.70	4,305,600.00	

H				
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	106.80	1,441,800.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	12.70	2,311,400.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	8.75	1,295,000.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	5.83	917,175.60	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	83,200	51.50	4,284,800.00	
BYD CO LTD-H	128,000	361.60	46,284,800.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	769,000	17.94	13,795,860.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	13.08	3,570,840.00	
LI AUTO INC	156,000	110.30	17,206,800.00	
NIO INC.	166,400	34.10	5,674,240.00	
XPENG INC	152,300	86.05	13,105,415.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	13.70	1,835,800.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	51,000	41.70	2,126,700.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	272,000	25.70	6,990,400.00	
HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	25.25	959,500.00	
MIDEA GROUP CO LTD	42,900	73.20	3,140,280.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	159,800	95.10	15,196,980.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	730,000	3.86	2,817,800.00	
LI NING CO LTD	276,000	17.78	4,907,280.00	
SHENZHOI INTERNATIONAL GROUP	96,100	59.30	5,698,730.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	17.02	3,233,800.00	
MEITUAN-CLASS B	603,940	180.30	108,890,382.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	183,200	19.36	3,546,752.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	11.22	1,222,980.00	
TRIP.COM GROUP LTD	74,800	498.60	37,295,280.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,985,480	140.80	279,555,584.00	
JD.COM, INC.	301,367	179.00	53,944,693.00	
MINISO GROUP HOLDING LTD	68,800	39.00	2,683,200.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	8.79	1,545,282.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	69,800	116.20	8,110,760.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	13.92	1,002,240.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	870,000	5.69	4,950,300.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	152,900	40.80	6,238,320.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	119.85	1,474,155.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	209,333	26.15	5,474,057.95	
NONGFU SPRING LTD	258,400	36.80	9,509,120.00	
TSING TAO BREWERY CO-H	78,000	53.05	4,137,900.00	
CHINA FEIHE LTD	405,000	5.73	2,320,650.00	
CHINA HUIZHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	365,000	18.64	6,803,600.00	

TINGYI(CAYMAN ISLN)HLDG CO	278,000	12.44	3,458,320.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	4.81	2,659,930.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266,000	12.26	3,261,160.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	70.35	2,814,000.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	22.25	1,335,000.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	5.29	1,311,920.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	12.02	1,189,980.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	190,000	20.00	3,800,000.00	
AKESO INC	86,000	71.90	6,183,400.00	
BEIGENE LTD	96,620	155.70	15,043,734.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	151,000	40.35	6,092,850.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	5.36	962,120.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	4.86	5,090,947.20	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	19.42	2,524,600.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,346,500	3.32	4,470,380.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	3,340,000	4.75	15,865,000.00	
BANK OF CHINA LTD-H	8,720,000	4.57	39,850,400.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	1,173,790	6.83	8,016,985.70	
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	5.88	6,056,400.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	11,805,000	6.83	80,628,150.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	3.16	812,120.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	493,692	47.00	23,203,524.00	
CHINA MINSHENG BANKING-H	979,800	3.73	3,654,654.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	8,520,000	5.66	48,223,200.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	1,219,000	5.09	6,204,710.00	
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	6.00	924,000.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	885,000	16.04	14,195,400.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315,000	24.40	7,686,000.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	215,072	12.14	2,610,974.08	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	133,000	27.60	3,670,800.00	
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	1,210,000	4.08	4,936,800.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	832,420	13.16	10,954,647.20	
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	822,500	48.30	39,726,750.00	
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	17.04	6,236,640.00	
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	108,000	50.55	5,459,400.00	
ZTE CORP-H	111,052	28.15	3,126,113.80	
LENOVO GROUP LTD	992,000	12.50	12,400,000.00	
XIAOMI CORPORATION	2,022,000	54.90	111,007,800.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	51.80	4,765,600.00	
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	95,300	93.05	8,867,665.00	
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	1.22	3,300,100.00	

	HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	37.00	2,590,000.00	
	XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	3.51	1,642,680.00	
	CHINA TOWER CORP LTD-H	538,000	11.28	6,068,640.00	
	BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	27.35	1,340,150.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	6.92	2,200,560.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	26.15	3,242,600.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	91,600	53.20	4,873,120.00	
	KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.76	3,476,480.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.26	915,300.00	
	GUANGDONG INVESTMENT	338,000	6.06	2,048,280.00	
	CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	8.35	3,841,000.00	
	CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	15.86	2,734,264.00	
	CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	23.40	4,447,170.00	
	GUOTAI JUNAN SECURITIES CO-H	166,160	12.86	2,136,817.60	
	HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	14.30	1,801,800.00	
	NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	186,000	38.15	7,095,900.00	
	CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.47	3,186,300.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	6.16	2,254,560.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	2.94	1,440,600.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	18.06	4,298,280.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.32	1,771,200.00	
	GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	12.84	1,438,080.00	
	WUXI APPTTEC CO LTD	36,200	62.80	2,273,360.00	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	407,000	23.55	9,584,850.00	
	CHINA LITERATURE LTD	49,800	26.75	1,332,150.00	
	CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	2.68	2,079,680.00	
	KINGSOFT CORP LTD	111,000	46.90	5,205,900.00	
	NETEASE, INC.	241,750	164.30	39,719,525.00	
	BAIDU INC-CLASS A	274,260	91.15	24,998,799.00	
	BILIBILI INC	30,120	178.00	5,361,360.00	
	KUAISHOU TECHNOLOGY	328,100	60.80	19,948,480.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	792,700	544.00	431,228,800.00	
	C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	15.92	1,162,160.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	451,000	15.26	6,882,260.00	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	420,444	27.00	11,351,988.00	
	CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	34.75	2,467,250.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	6.49	1,577,070.00	
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	11.30	3,073,600.00	
小計	銘柄数：153			1,986,826,833.33	
				(37,849,051,174)	
	組入時価比率：24.6%			27.0%	
リンギ	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	18.00	540,000.00	

	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	3.76	1,240,800.00
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	5.05	2,014,950.00
	GAMUDA BERHAD	532,000	4.13	2,197,160.00
	SIME DARBY BERHAD	440,000	2.14	941,600.00
	SUNWAY BHD	256,000	4.67	1,195,520.00
	MISC BHD	210,960	7.35	1,550,556.00
	GENTING BHD	187,000	3.15	589,050.00
	MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.40	506,100.00
	IOI CORP	247,000	3.83	946,010.00
	KUALA LUMPUR KEPONG	73,000	21.10	1,540,300.00
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	73.00	532,900.00
	PPB GROUP BERHAD	90,740	11.34	1,028,991.60
	QL RESOURCES BHD	178,500	4.90	874,650.00
	SD GUTHRIE BHD	238,000	4.96	1,180,480.00
	IHH HEALTHCARE BHD	260,000	7.36	1,913,600.00
	AMMB HOLDING	313,000	5.66	1,771,580.00
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	1,038,000	7.50	7,785,000.00
	HONG LEONG BANK	92,960	20.90	1,942,864.00
	MALAYAN BANKING	694,000	10.56	7,328,640.00
	PUBLIC BANK BHD	1,702,000	4.59	7,812,180.00
	RHB BANK BHD	228,023	6.91	1,575,638.93
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	6.78	874,620.00
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	1.91	660,860.00
	CELCOMDIGI BHD	429,000	3.55	1,522,950.00
	MAXIS BHD	265,000	3.50	927,500.00
	TENAGA NASIONAL	368,000	13.86	5,100,480.00
	PETRONAS GAS BERHAD	91,000	17.52	1,594,320.00
	YTL CORPORATION BERHAD	400,000	1.88	752,000.00
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300,000	3.10	930,000.00
小計	銘柄数：30			59,371,300.53 (1,985,376,289)
	組入時価比率：1.3%			1.4%
パーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	105.50	17,302,000.00
	PTT PCL-NVDR	1,134,000	29.75	33,736,500.00
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	100,700	149.00	15,004,300.00
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	544,000	40.50	22,032,000.00
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	6.15	4,981,500.00
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	28.75	11,930,617.50
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	30.25	4,689,506.25
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	7.90	4,581,976.30
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	11.00	2,838,000.00
	CP ALL PCL-NVDR	744,000	51.75	38,502,000.00

		CP AXTRA PCL-NVDR	204,013	28.00	5,712,364.00	
		CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	24.20	10,309,200.00	
		BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,438,000	23.30	33,505,400.00	
		BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	178.00	10,502,000.00	
		KASIKORNBANK PCL-NVDR	83,000	148.50	12,325,500.00	
		KRUNG THAI BANK-NVDR	504,050	22.30	11,240,315.00	
		SCB X PCL-NVDR	125,000	121.50	15,187,500.00	
		TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.90	4,508,700.00	
		DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	384,200	77.50	29,775,500.00	
		TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	10.90	12,752,629.40	
		ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	157,000	274.00	43,018,000.00	
		INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	125,000	80.25	10,031,250.00	
		KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134,000	48.75	6,532,500.00	
		GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	385,000	48.75	18,768,750.00	
		CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261,000	51.00	13,311,000.00	
	小計	銘柄数：25			393,079,008.45	
					(1,721,686,057)	
		組入時価比率：1.1%			1.2%	
	フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28,302	578.00	16,358,556.00	
		SM INVESTMENTS CORP	30,500	821.00	25,040,500.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	119,000	356.00	42,364,000.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	252.00	10,836,000.00	
		BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	297,940	130.00	38,732,200.00	
		BDO UNIBANK INC	300,997	155.00	46,654,535.00	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	71.00	14,561,745.00	
		PLDT INC	7,000	1,370.00	9,590,000.00	
		MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	505.00	18,836,500.00	
		AYALA LAND INC	768,000	23.45	18,009,600.00	
		SM PRIME HOLDINGS INC	1,388,975	24.30	33,752,092.50	
	小計	銘柄数：11			274,735,728.50	
					(709,917,122)	
		組入時価比率：0.5%			0.5%	
	ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TB	2,110,000	2,050.00	4,325,500,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	229,050	24,925.00	5,709,071,250.00	
		BARITO PACIFIC TBK PT	2,893,399	815.00	2,358,120,185.00	
		CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	984,000	7,100.00	6,986,400,000.00	
		AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	900,000	6,700.00	6,030,000,000.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,360,000	4,900.00	11,564,000,000.00	
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105,120,000	82.00	8,619,840,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,370.00	4,668,900,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309,000	10,350.00	3,198,150,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	7,300.00	3,066,000,000.00	
		PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	1,140,000	4,390.00	5,004,600,000.00	

小計	KALBE FARMA PT	2,300,000	1,150.00	2,645,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	6,970,000	8,975.00	62,555,750,000.00	
	BANK MANDIRI	4,340,000	4,870.00	21,135,800,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	4,590.00	7,435,800,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	8,070,028	3,950.00	31,876,610,600.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	6,210,000	2,400.00	14,904,000,000.00	
	銘柄数：17			202,083,542,035.00	
	組入時価比率：1.2%			(1,838,960,232)	1.3%
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	75,700.00	386,070,000.00	
	S-OIL CORPORATION	3,930	57,100.00	224,403,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	9,340	126,500.00	1,181,510,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	6,350	233,000.00	1,479,550,000.00	
	SKC CO LTD	2,610	124,300.00	324,423,000.00	
	KOREA ZINC CO LTD	710	720,000.00	511,200,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	8,670	295,500.00	2,561,985,000.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,970	678,000.00	2,691,660,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	10,800	76,400.00	825,120,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	59,800	26,500.00	1,584,700,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	5,590	112,900.00	631,111,000.00	
	ECOPRO CO., LTD.	12,311	58,700.00	722,655,700.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	2,580	75,100.00	193,758,000.00	
	HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	3,050	347,000.00	1,058,350,000.00	
	LG ENERGY SOLUTION	5,650	334,000.00	1,887,100,000.00	
	LS ELECTRIC CO., LTD.	1,690	225,000.00	380,250,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	135,600.00	463,752,000.00	
	LG CORP	11,750	67,800.00	796,650,000.00	
	SAMSUNG C&T CORP	10,220	122,300.00	1,249,906,000.00	
	SK INC	4,570	141,700.00	647,569,000.00	
	SK SQUARE CO LTD	11,100	90,200.00	1,001,220,000.00	
	DOOSAN BOBCAT INC	6,550	48,250.00	316,037,500.00	
	HANWHA OCEAN CO LTD	10,300	79,700.00	820,910,000.00	
	HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	318,500.00	885,430,000.00	
	HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	246,500.00	1,210,315,000.00	
	HYUNDAI ROTEM CO LTD	11,400	88,800.00	1,012,320,000.00	
	SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	81,000	14,940.00	1,210,140,000.00	
	POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	58,400.00	303,680,000.00	
	HYUNDAI GLOVIS CO LTD	5,350	133,100.00	712,085,000.00	
	KOREAN AIR LINES CO LTD	26,500	24,200.00	641,300,000.00	
	HMM COMPANY LIMITED	38,300	21,450.00	821,535,000.00	
	HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	38,350.00	356,655,000.00	
	HYUNDAI MOBIS	6,860	257,000.00	1,763,020,000.00	

HYUNDAI MOTOR CO LTD	16,750	197,600.00	3,309,800,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	148,000.00	611,240,000.00	
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	146,000.00	423,400,000.00	
KIA CORP	29,860	98,000.00	2,926,280,000.00	
COWAY CO LTD	7,930	82,900.00	657,397,000.00	
LG ELECTRONICS INC	12,030	79,500.00	956,385,000.00	
HANJIN KAL CORP	1,900	81,100.00	154,090,000.00	
CJ CHEILJEDANG CORP	820	257,500.00	211,150,000.00	
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	105,800.00	305,762,000.00	
KT & G CORP	13,000	99,200.00	1,289,600,000.00	
AMOREPACIFIC CORP	3,730	118,200.00	440,886,000.00	
LG H&H	1,002	318,500.00	319,137,000.00	
HLB INC	15,700	85,500.00	1,342,350,000.00	
ALTEOGEN INC	5,050	390,500.00	1,972,025,000.00	
CELLTRION INC	18,910	188,100.00	3,556,971,000.00	
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	115,200.00	382,464,000.00	
YUHAN CORPORATION	7,100	124,800.00	886,080,000.00	
HANA FINANCIAL HOLDINGS	33,200	59,500.00	1,975,400,000.00	
INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	15,490.00	404,289,000.00	
KAKAOBANK CORP	19,300	23,250.00	448,725,000.00	
KB FINANCIAL GROUP INC	45,200	78,600.00	3,552,720,000.00	
SHINHAN FINANCIAL GROUP	49,300	46,350.00	2,285,055,000.00	
WOORI FINANCIAL GROUP INC	67,000	16,220.00	1,086,740,000.00	
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,500	127,200.00	1,590,000,000.00	
DB INSURANCE CO LTD	5,600	93,400.00	523,040,000.00	
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,640	386,000.00	1,405,040,000.00	
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	10,600	85,400.00	905,240,000.00	
SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	122,300.00	573,587,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS	586,240	54,300.00	31,832,832,000.00	
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	100,500	45,200.00	4,542,600,000.00	
LG INNOTEK CO LTD	1,970	177,500.00	349,675,000.00	
LG.DISPLAY CO LTD	30,970	9,160.00	283,685,200.00	
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7,020	135,900.00	954,018,000.00	
SAMSUNG SDI CO,LTD	6,497	212,500.00	1,380,612,500.00	
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	87,300.00	471,420,000.00	
SK HYNIX INC	67,020	192,400.00	12,894,648,000.00	
LG UPLUS CORP	17,400	10,670.00	185,658,000.00	
SK TELECOM CO LTD	5,500	56,000.00	308,000,000.00	
KOREA ELECTRIC POWER	36,700	22,400.00	822,080,000.00	
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	77,100.00	411,714,000.00	
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	9,120.00	225,601,440.00	
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	14,940.00	279,378,000.00	
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	2,151	1,130,000.00	2,430,630,000.00	

小計	銘柄数：81			130,613,395,640.00	
	組入時価比率：8.7%			(13,387,873,053)	9.5%
新台湾ドル	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411,998	29.25	12,050,941.50	
	FORMOSA PLASTIC	492,424	38.60	19,007,566.40	
	NAN YA PLASTICS CORP	633,726	33.50	21,229,821.00	
	ASIA CEMENT	314,980	43.75	13,780,375.00	
	TCC GROUP HOLDINGS	771,888	34.80	26,861,702.40	
	CHINA STEEL	1,478,544	24.25	35,854,692.00	
	FORTUNE ELECTRIC CO LTD	14,300	623.00	8,908,900.00	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8,000	1,720.00	13,760,000.00	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	32.65	10,234,273.10	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	936.00	14,474,304.00	
	CHINA AIRLINES LTD	375,000	24.40	9,150,000.00	
	EVA AIRWAYS CORP	303,000	45.20	13,695,600.00	
	EVERGREEN MARINE	122,950	221.00	27,171,950.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	86,335	86.30	7,450,710.50	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	73.60	14,057,600.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	27.70	6,841,900.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	50.80	11,279,428.80	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24,000	428.50	10,284,000.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	24,443	530.00	12,954,790.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69,592	136.00	9,464,512.00	
	POU CHEN CORP	267,468	38.30	10,244,024.40	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	33,580	604.00	20,282,320.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	64,816	262.00	16,981,792.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	627,836	83.00	52,110,388.00	
	PHARMAESSENTIA CORPORATION	32,000	597.00	19,104,000.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	895,196	17.95	16,068,768.20	
	CTBC FINANCIAL HOLDING	2,022,212	40.75	82,405,139.00	
	E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,811,798	29.05	52,632,731.90	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,482,015	27.70	41,051,815.50	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1,036,977	27.65	28,672,414.05	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,429,626	39.65	56,684,670.90	
	SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1,240,619	22.60	28,037,989.40	
	TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,524,154	17.65	26,901,318.10	
	TAIWAN BUSINESS BANK	741,002	15.55	11,522,581.10	
	TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,327,442	24.40	32,389,584.80	

THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466,906	43.90	20,497,173.40
CHAILEASE HOLDING CO LTD	186,689	125.50	23,429,469.50
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,273,007	36.15	46,019,203.05
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,196,293	68.70	82,185,329.10
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	2,082,789	18.35	38,219,178.15
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,003,830	92.50	92,854,275.00
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,889,656	12.55	23,715,182.80
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	59,000	695.00	41,005,000.00
ACER INC	348,767	38.25	13,340,337.75
ADVANTECH CO.,LTD.	60,620	409.00	24,793,580.00
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	45,000	576.00	25,920,000.00
ASUSTEK COMPUTER INC	88,805	674.00	59,854,570.00
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76,840	205.00	15,752,200.00
COMPAL ELECTRONICS	571,590	38.25	21,863,317.50
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	73,000	272.50	19,892,500.00
INVENTEC CO.,LTD	331,911	46.95	15,583,221.45
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	285,897	107.50	30,733,927.50
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	101,000	189.00	19,089,000.00
PEGATRON CORP	242,692	92.60	22,473,279.20
QUANTA COMPUTER INC	336,684	260.50	87,706,182.00
WISTRON CORP	348,000	107.00	37,236,000.00
WIWYNN CORP	13,000	2,060.00	26,780,000.00
AUO CORP	802,606	15.05	12,079,220.30
DELTA ELECTRONICS INC	236,681	383.50	90,767,163.50
E INK HOLDINGS INC	116,000	304.50	35,322,000.00
ELITE MATERIAL CO LTD	36,000	603.00	21,708,000.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,534,649	173.50	266,261,601.50
INNOLUX CORP	866,744	15.00	13,001,160.00
LARGAN PRECISION CO LTD	12,040	2,745.00	33,049,800.00
LOTES CO LTD	10,000	1,620.00	16,200,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122,566	68.60	8,408,027.60
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158,000	113.50	17,933,000.00
WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	65.40	11,143,309.80
YAGEO CORPORATION	47,982	543.00	26,054,226.00
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	114.00	7,342,740.00
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	10,000	2,890.00	28,900,000.00
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	409,658	166.00	68,003,228.00
EMEMORY TECHNOLOGY INC	8,000	2,900.00	23,200,000.00
GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	1,335.00	13,350,000.00
GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	410.00	12,710,000.00
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL COMPANY LTD	10,000	1,280.00	12,800,000.00
MEDIATEK INC	185,538	1,495.00	277,379,310.00

		NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	68,058	544.00	37,023,552.00	
		REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	58,417	557.00	32,538,269.00	
		SILERGY CORP	47,000	425.50	19,998,500.00	
		TAIWAN SEMICONDUCTOR	3,024,000	1,005.00	3,039,120,000.00	
		UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,386,500	44.00	61,006,000.00	
		VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	111,335	101.00	11,244,835.00	
		CHUNGHWA TELECOM CO LTD	458,065	128.00	58,632,320.00	
		FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	91.70	18,523,400.00	
		TAIWAN MOBILE CO LTD	241,200	116.50	28,099,800.00	
		INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	33,000	993.00	32,769,000.00	
		RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	42.40	6,474,522.40	
	小計	銘柄数：88			5,923,588,515.55	
					(26,670,957,291)	
		組入時価比率：17.4%			19.1%	
インドルピー		BHARAT PETROLEUM CORP LTD	164,000	265.04	43,466,560.00	
		COAL INDIA LTD	245,000	382.60	93,737,000.00	
		HINDUSTAN PETROLEUM CORP	131,000	339.15	44,428,650.00	
		INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	125.84	43,163,120.00	
		OIL INDIA LTD	54,800	372.20	20,396,560.00	
		OIL&NATURAL GAS CORP LTD	392,000	232.60	91,179,200.00	
		PETRONET LNG LTD	77,000	288.65	22,226,050.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	747,500	1,209.60	904,176,000.00	
		ASIAN PAINTS LTD	47,900	2,267.70	108,622,830.00	
		PI INDUSTRIES LTD	10,100	3,255.60	32,881,560.00	
		PIDILITE INDUSTRIES LTD	19,700	2,738.05	53,939,585.00	
		SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,960	9,386.85	27,785,076.00	
		SRF LTD	14,200	2,851.60	40,492,720.00	
		SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	3,399.45	26,855,655.00	
		UPL LTD	65,500	624.70	40,917,850.00	
		AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	498.50	28,414,500.00	
		GRASIM INDUSTRIES LIMITED	30,200	2,393.65	72,288,230.00	
		SHREE CEMENT LIMITED	1,080	28,061.75	30,306,690.00	
		ULTRATECH CEMENT LTD	14,670	10,493.50	153,939,645.00	
		APL APOLLO TUBES LTD	25,800	1,463.15	37,749,270.00	
		HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	177,100	681.95	120,773,345.00	
		JINDAL STAINLESS LTD	35,920	651.90	23,416,248.00	
		JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	914.60	42,071,600.00	
		JSW STEEL LTD	81,300	1,011.10	82,202,430.00	
		NMDC LTD	375,000	66.90	25,087,500.00	
		TATA STEEL LIMITED	971,400	150.44	146,137,416.00	
		VEDANTA LTD	169,000	442.95	74,858,550.00	
		BHARAT ELECTRONICS LTD	450,000	272.95	122,827,500.00	
		HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	26,100	3,417.70	89,201,970.00	

ASTRAL LTD	16,300	1,330.70	21,690,410.00
LARSEN&TOUBRO LIMITED	83,900	3,259.90	273,505,610.00
RAIL VIKAS NIGAM LTD	58,600	337.55	19,780,430.00
VOLTAS LIMITED	29,100	1,406.25	40,921,875.00
ABB INDIA LTD	6,600	5,370.00	35,442,000.00
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	198.40	25,196,800.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	78,000	628.10	48,991,800.00
HAVELLS INDIA LTD	31,600	1,450.75	45,843,700.00
POLYCAB INDIA LTD	6,630	5,076.60	33,657,858.00
SUZLON ENERGY LIMITED	1,174,000	52.10	61,165,400.00
SIEMENS LIMITED	10,200	5,160.30	52,635,060.00
ASHOK LEYLAND LIMITED	184,200	210.60	38,792,520.00
CUMMINS INDIA LTD	16,100	2,973.10	47,866,910.00
THERMAX LTD	4,500	3,300.00	14,850,000.00
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,252.85	37,172,025.00
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	702.35	15,592,170.00
INTERGLOBE AVIATION LTD	23,800	4,762.40	113,345,120.00
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	663.95	14,872,480.00
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	63,000	1,136.20	71,580,600.00
GMR AIRPORTS LTD	301,000	73.71	22,186,710.00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	12,300	2,557.70	31,459,710.00
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,086.45	33,028,080.00
BOSCH LTD	800	27,070.05	21,656,040.00
MRF LTD	300	107,795.30	32,338,590.00
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	450,000	127.87	57,541,500.00
SONA BLW PRECISION FORGINGS	59,000	521.90	30,792,100.00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	2,650.15	32,331,830.00
BAJAJ AUTO LIMITED	8,000	7,462.25	59,698,000.00
EICHER MOTORS LTD	17,400	5,094.40	88,642,560.00
HERO MOTOCORP LTD	14,900	3,648.75	54,366,375.00
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	24,000	1,717.60	41,222,400.00
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	113,100	2,742.40	310,165,440.00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	15,360	11,666.40	179,195,904.00
TATA MOTORS LTD	249,500	639.65	159,592,675.00
TVS MOTOR CO LTD	27,400	2,319.50	63,554,300.00
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	4,900	14,256.25	69,855,625.00
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	57,500	450.40	25,898,000.00
PAGE INDUSTRIES LTD	840	40,595.35	34,100,094.00
TITAN CO LTD	44,200	3,121.10	137,952,620.00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	115,000	749.15	86,152,250.00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	609.45	21,940,200.00
ZOMATO LTD	910,000	225.43	205,141,300.00

TRENT LTD	22,100	5,069.50	112,035,950.00
AVENUE SUPERMARTS LTD	18,040	3,540.50	63,870,620.00
UNITED SPIRITS LTD	32,700	1,332.85	43,584,195.00
VARUN BEVERAGES LTD	178,750	491.35	87,828,812.50
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	13,200	4,702.55	62,073,660.00
MARICO LIMITED	67,800	607.70	41,202,060.00
NESTLE INDIA LTD	38,910	2,201.20	85,648,692.00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	80,800	958.15	77,418,520.00
ITC LTD	377,000	405.70	152,948,900.00
COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	15,900	2,452.10	38,988,390.00
DABUR INDIA LTD	59,800	495.00	29,601,000.00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	55,800	1,030.30	57,490,740.00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	104,400	2,218.95	231,658,380.00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	12,750	6,274.10	79,994,775.00
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	92,000	999.90	91,990,800.00
ALKEM LABORATORIES LTD	6,200	4,746.20	29,426,440.00
AUROBINDO PHARMA LTD	35,600	1,114.50	39,676,200.00
CIPLA LIMITED	61,400	1,461.75	89,751,450.00
DR.REDDY'S LABORATORIES	66,300	1,140.10	75,588,630.00
LUPIN LTD	25,700	2,018.50	51,875,450.00
MANKIND PHARMA LTD	18,300	2,274.30	41,619,690.00
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	114,000	1,614.00	183,996,000.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	17,100	3,059.00	52,308,900.00
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28,300	907.40	25,679,420.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49,400	553.20	27,328,080.00
AXIS BANK LIMITED	278,600	1,034.10	288,100,260.00
BANK OF BARODA	100,000	207.16	20,716,000.00
CANARA BANK	198,000	85.35	16,899,300.00
HDFC BANK LIMITED	694,700	1,691.20	1,174,876,640.00
ICICI BANK LTD	641,300	1,218.05	781,135,465.00
IDFC FIRST BANK LTD	425,300	57.77	24,569,581.00
INDUSIND BANK LTD	77,200	971.70	75,015,240.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	135,400	1,921.70	260,198,180.00
PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	90.99	23,748,390.00
UNION BANK OF INDIA	184,000	116.90	21,509,600.00
YES BANK LTD	1,840,000	16.98	31,243,200.00
BAJAJ FINSERV LTD	45,270	1,845.45	83,543,521.50
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	3,780	11,361.95	42,948,171.00
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	348,200	219.94	76,583,108.00
POWER FINANCE CORPORATION	177,600	405.75	72,061,200.00
REC LTD	159,100	413.15	65,732,165.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	112,900	618.25	69,800,425.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE	27,800	1,702.30	47,323,940.00

COMPANY				
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	550.15	18,264,980.00	
PB FINTECH LTD	40,700	1,406.70	57,252,690.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	51,600	1,421.30	73,339,080.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	113,100	1,585.45	179,314,395.00	
INFOSYS LTD	407,800	1,715.85	699,723,630.00	
LTIMINDTREE LTD	9,680	4,823.10	46,687,608.00	
MPHASIS LTD	15,100	2,343.00	35,379,300.00	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	12,570	5,303.25	66,661,852.50	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	111,500	3,601.60	401,578,400.00	
TECH MAHINDRA LTD	67,300	1,503.45	101,182,185.00	
WIPRO LTD	301,600	285.90	86,227,440.00	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	7,824.90	19,092,756.00	
TATA ELXSI LTD	4,000	5,638.30	22,553,200.00	
INDUS TOWERS LTD	148,500	330.45	49,071,825.00	
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,398.40	15,941,760.00	
BHARTI AIRTEL LIMITED	314,500	1,626.90	511,660,050.00	
VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	7.73	20,639,100.00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	585,000	266.65	155,990,250.00	
TATA POWER COMPANY LIMITED	208,000	354.05	73,642,400.00	
TORRENT POWER LTD	18,300	1,326.85	24,281,355.00	
GAIL INDIA LTD	273,000	161.46	44,078,580.00	
BAJAJ FINANCE LTD	34,050	8,410.85	286,389,442.50	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,458.60	73,221,720.00	
MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	2,176.85	29,387,475.00	
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	42,500	839.05	35,659,625.00	
SHRIRAM FINANCE LTD	176,500	644.35	113,727,775.00	
SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	4,445.80	32,454,340.00	
BSE LTD	9,000	4,253.45	38,281,050.00	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,200	3,842.05	39,188,910.00	
ADANI POWER LIMITED	66,000	503.15	33,207,900.00	
JSW ENERGY LTD	61,400	499.60	30,675,440.00	
NHPC LTD	328,600	77.51	25,469,786.00	
NTPC LIMITED	517,000	337.90	174,694,300.00	
DIVIS LABORATORIES LTD	13,870	5,568.70	77,237,869.00	
INFO EDGE INDIA LTD	8,740	6,906.35	60,361,499.00	
DLF LIMITED	95,000	665.30	63,203,500.00	
GODREJ PROPERTIES LTD	20,000	2,064.90	41,298,000.00	
MACROTECH DEVELOPERS LTD	37,100	1,138.15	42,225,365.00	
OBEROI REALTY LTD	18,200	1,565.05	28,483,910.00	
PHOENIX MILLS LTD	21,400	1,575.65	33,718,910.00	
PRESTIGE ESTATES PROJECTS	23,600	1,171.65	27,650,940.00	
小計 銘柄数：155			14,493,949,115.00	

				(24,784,652,986)	
	組入時価比率：16.1%			17.7%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	14.59	933,760.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.67	1,723,599.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.40	993,345.00	
	INDUSTRIES QATAR	192,000	13.25	2,544,000.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	441,000	4.57	2,017,134.00	
	DUKHAN BANK	233,000	3.63	845,790.00	
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.32	1,360,710.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.75	924,500.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	229,000	20.90	4,786,100.00	
	QATAR NATIONAL BANK	558,000	16.65	9,290,700.00	
	OOREDOO QSC	100,000	12.60	1,260,000.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	15.10	896,940.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.89	563,745.00	
	小計 銘柄数：13			28,140,323.00	
				(1,145,029,742)	
	組入時価比率：0.7%			0.8%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	69,316	31.25	2,166,125.00	
	T M G HOLDING	101,000	52.93	5,345,930.00	
	小計 銘柄数：2			7,512,055.00	
				(21,938,205)	
	組入時価比率：0.0%			0.0%	
ランド	SASOL LTD	57,900	73.96	4,282,284.00	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	13,460	665.76	8,961,129.60	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	63,000	567.17	35,731,710.00	
	GOLD FIELDS LTD	114,400	352.79	40,359,176.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	196.46	13,359,280.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	113.50	12,677,950.00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7,600	356.34	2,708,184.00	
	BIDVEST GROUP LTD	47,000	233.54	10,976,380.00	
	NASPERS LTD-N SHS	21,160	4,925.88	104,231,620.80	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	54.03	5,078,820.00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	334,000	24.99	8,346,660.00	
	BID CORP LTD	39,400	433.68	17,086,992.00	
	CLICKS GROUP LTD	31,000	340.12	10,543,720.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	58,400	278.05	16,238,120.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	175.38	7,506,264.00	
	ABSA GROUP LTD	107,100	191.73	20,534,283.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	10,480	3,019.40	31,643,312.00	
	NEDBANK GROUP LTD	56,279	284.10	15,988,863.90	
	STANDARD BANK GROUP LTD	159,600	220.39	35,174,244.00	
	FIRSTRAND LTD	620,000	71.74	44,478,800.00	

	小計	REMGRO LTD	67,200	145.00	9,744,000.00	
		DISCOVERY LTD	68,307	205.43	14,032,307.01	
		OLD MUTUAL LTD	692,000	11.54	7,985,680.00	
		OUTSURANCE GROUP LTD	81,000	65.91	5,338,710.00	
		SANLAM LIMITED	227,000	85.17	19,333,590.00	
		MTN GROUP LTD	206,300	115.55	23,837,965.00	
		VODACOM GROUP	68,100	116.56	7,937,736.00	
		REINET INVESTMENTS SCA	14,200	445.08	6,320,136.00	
		NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	130.83	9,537,507.00	
		銘柄数：29			549,975,424.31	
					(4,487,799,462)	
		組入時価比率：2.9%			3.2%	
U A E ディ ルハ ム	小計	ADNOC DRILLING COMPANY P.J.S.C.	424,000	5.05	2,141,200.00	
		MULTIPLY GROUP	391,000	1.79	699,890.00	
		AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.32	700,640.00	
		ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.47	1,034,060.00	
		ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	11.58	4,167,086.16	
		ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	17.94	3,103,620.00	
		DUBAI ISLAMIC BANK	386,029	7.57	2,922,239.53	
		EMIRATES NBD PJSC	227,000	20.75	4,710,250.00	
		FIRST ABU DHABI BANK PJSC	552,925	14.46	7,995,295.50	
		EMIRATES TELECOM GROUP CO	415,900	16.70	6,945,530.00	
		ALDAR PROPERTIES PJSC	509,000	8.83	4,494,470.00	
		EMAAR DEVELOPMENT PJSC	146,000	12.70	1,854,200.00	
		EMAAR PROPERTIES PJSC	811,000	13.75	11,151,250.00	
		銘柄数：13			51,919,731.19	
					(2,089,769,180)	
		組入時価比率：1.4%			1.5%	
クウェート ディ ナル	小計	BOUBAYAN BANK K.S.C	143,765	0.66	96,035.02	
		GULF BANK	271,561	0.34	92,330.74	
		KUWAIT FINANCE HOUSE	1,232,060	0.80	986,880.06	
		NATIONAL BANK OF KUWAIT	977,972	1.04	1,019,046.82	
		MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.46	88,641.00	
		MABANEE CO SAKC	85,335	0.82	70,742.71	
		銘柄数：6			2,353,676.35	
					(1,132,989,184)	
		組入時価比率：0.7%			0.8%	
サウジアラビア リヤル	小計	ADES HOLDING CO	33,800	16.62	561,756.00	
		SAUDI ARABIAN OIL CO	714,940	26.25	18,767,175.00	
		SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	29,500	110.60	3,262,700.00	
		SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	21.38	868,028.00	
		SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	101.20	647,680.00	

	SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	110,600	62.50	6,912,500.00	
	SAUDI IND INVESTMENT GROUP	52,168	15.92	830,514.56	
	SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	5.88	393,960.00	
	YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	33.90	979,710.00	
	SAUDI ARABIAN MINING CO	162,000	44.45	7,200,900.00	
	SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,600	196.80	511,680.00	
	JARIR MARKETING CO	61,000	12.52	763,720.00	
	NAHDI MEDICAL CO	3,400	113.20	384,880.00	
	ALMARAI CO	63,200	55.80	3,526,560.00	
	DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	123.00	393,600.00	
	DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	11,600	273.20	3,169,120.00	
	MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	75.70	757,000.00	
	AL RAJHI BANK	240,500	101.40	24,386,700.00	
	ALINMA BANK	157,675	30.10	4,746,017.50	
	ARAB NATIONAL BANK	104,533	21.18	2,214,008.94	
	BANK AL - JAZIRA	72,625	17.60	1,278,200.00	
	BANK ALBILAD	83,982	37.65	3,161,922.30	
	BANQUE SAUDI FRANSI	169,437	17.00	2,880,429.00	
	RIYAD BANK	176,600	29.35	5,183,210.00	
	SAUDI AWWAL BANK	124,500	35.45	4,413,525.00	
	SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86,250	14.10	1,216,125.00	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	358,684	34.80	12,482,203.20	
	AL RAJHI COMPANY FOR CO- OPERATIVE INSURA	4,500	152.00	684,000.00	
	BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9,700	163.20	1,583,040.00	
	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	11,400	139.20	1,586,880.00	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	3,800	300.00	1,140,000.00	
	ELM CO	2,700	981.20	2,649,240.00	
	SAUDI TELECOM CO	243,000	44.60	10,837,800.00	
	ETIHAD ETISALAT CO	44,900	60.30	2,707,470.00	
	SAUDI ELECTRICITY CO	105,000	15.96	1,675,800.00	
	SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	205.80	1,131,900.00	
	ACWA POWER CO	17,721	344.80	6,110,200.80	
	SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	180.60	903,000.00	
	DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	17.12	907,360.00	
	小計 銘柄数：39			143,810,515.30	
				(5,687,705,880)	
	組入時価比率：3.7%			4.0%	
	合計			140,533,347,912	
				(140,533,347,912)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年3月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	7,966,400	37,219,020.80	
	小計	銘柄数：1	7,966,400	37,219,020.80	
		組入時価比率：3.6%		(5,511,020,409) 98.0%	
	合計			5,511,020,409 (5,511,020,409)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	7,238,110.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131,990	8,513,355.00	
	小計	銘柄数：2	450,990	15,751,465.00	
		組入時価比率：0.1%		(115,077,052) 2.0%	
	合計			115,077,052 (115,077,052)	
合計				5,626,097,461 (5,626,097,461)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 3月 7日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7,286,364,783	-	7,328,468,488	42,103,705
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,163,545,638	-	1,158,178,248	5,367,390
米ドル	635,362,540	-	630,310,698	5,051,842
香港ドル	476,233,175	-	476,130,000	103,175
バーツ	11,996,874	-	11,823,300	173,574
ウォン	10,237,848	-	10,250,000	12,152
U A E ディルハム	29,715,201	-	29,664,250	50,951
売建	566,445,798	-	566,141,989	303,809
米ドル	528,183,098	-	527,905,289	277,809
ズロチ	38,262,700	-	38,236,700	26,000
合計	-	-	-	37,040,124

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信

2025年3月31日現在

資産総額	2,747,829,659円
負債総額	17,437,701円
純資産総額（ - ）	2,730,391,958円
発行済口数	1,880,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1,452.34円

（参考）新興国株式マザーファンド

2025年3月31日現在

資産総額	157,057,200,605円
負債総額	633,119,719円
純資産総額（ - ）	156,424,080,886円
発行済口数	74,887,047,647口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0888円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振

替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間にける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

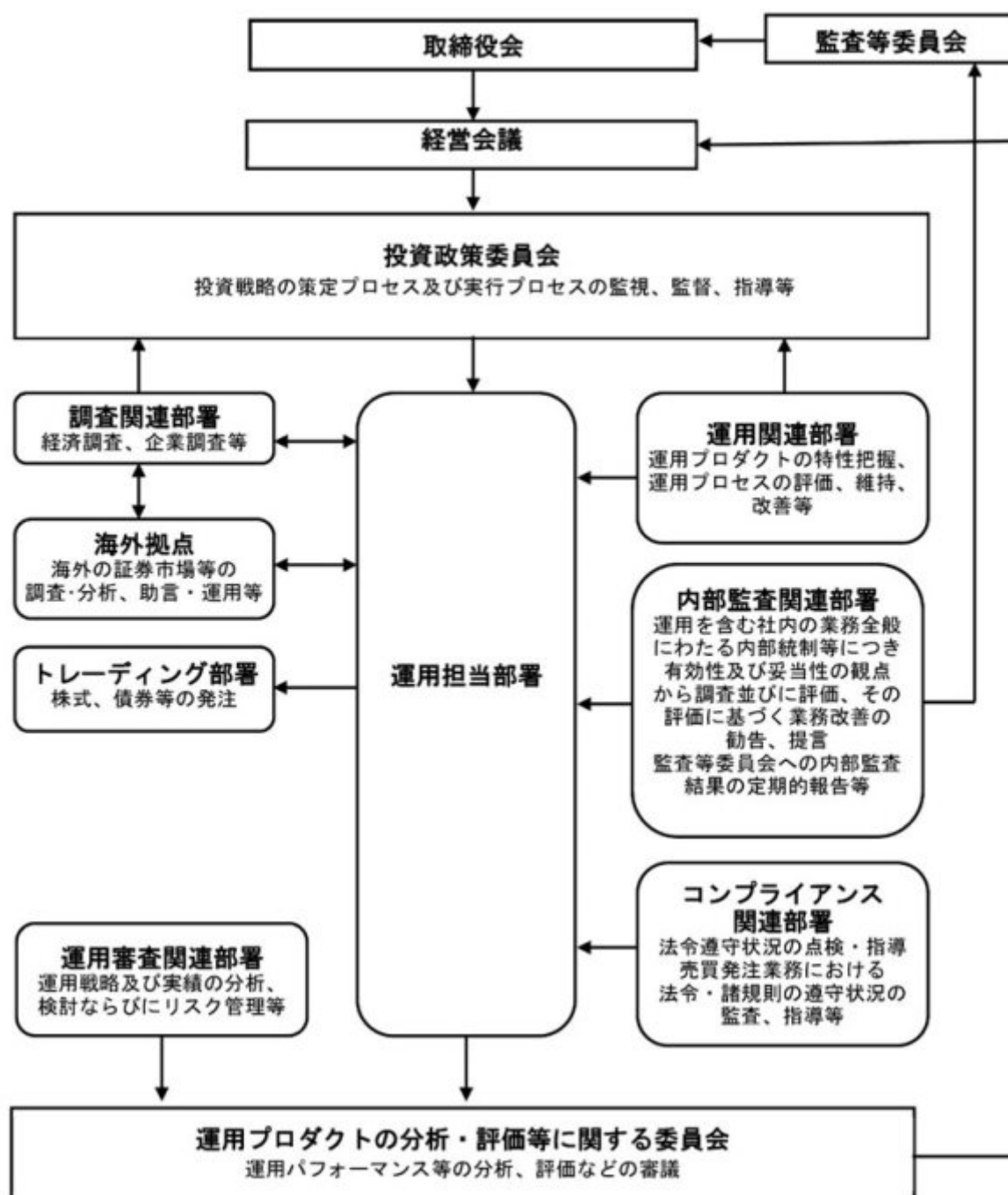
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	54,261,776

単位型株式投資信託	147	611,138
追加型公社債投資信託	14	6,561,750
単位型公社債投資信託	399	683,150
合計	1,475	62,117,814

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			15		18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	2	906		595	
器具備品	2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	

その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債の部)			
流動負債			
関係会社短期借入金		-	13,700
預り金		124	123
未払金		17,378	11,404
未払収益分配金		0	1
未払償還金		57	39
未払手数料		8,409	10,312
関係会社未払金		8,911	1,052
未払費用	1	9,682	12,507
未払法人税等		1,024	8,095
未払消費税等		500	1,590
前受収益		22	15
賞与引当金		3,635	4,543
その他		46	24
流動負債計		32,414	52,005
固定負債			
退職給付引当金		2,940	2,759
時効後支払損引当金		595	602
資産除去債務		1,123	1,123
固定負債計		4,659	4,484
負債合計		37,074	56,490
(純資産の部)			
株主資本		87,419	59,820
資本金		17,180	17,180
資本剰余金		13,729	13,729
資本準備金		11,729	11,729
その他資本剰余金		2,000	2,000
利益剰余金		56,509	28,910
利益準備金		685	685
その他利益剰余金		55,823	28,225
別途積立金		24,606	-
繰越利益剰余金		31,217	28,225
評価・換算差額等		229	327
その他有価証券評価差額金		229	327
純資産合計		87,648	60,147
負債・純資産合計		124,722	116,638

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					

受取配当金	1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							24,877	24,877	24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064

株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の 取崩						24,606	24,606	-	-
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598

当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820
-------	--------	--------	-------	--------	-----	---	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
7．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901百万円 器具備品 657	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円 器具備品 733
合計 1,559	合計 1,948

損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 7,634百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円
2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52	2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30
合計 52	合計 31

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

（注1） 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので

あることから、記載を省略しております。

- （注2） 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（ ）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

- （注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-

(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

（注1） 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（注2） 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（ ）1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類

しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．売買目的有価証券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百万円）は、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	46	46

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	1,476
退職給付の支払額	1,133
その他	83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	19,378
	1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。	

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,138</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>911</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td><td>1,010</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>227</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>11</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>331</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>184</td></tr> <tr> <td>関係会社株式売却損</td><td>505</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>78</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>348</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>85</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>44</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,878</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,696</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,181</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td><td>171</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価益</td><td>84</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>102</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td>481</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>840</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>2,340</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,138	退職給付引当金	911	関係会社株式評価減	1,010	未払事業税	227	投資有価証券評価減	11	減価償却超過額	331	時効後支払損引当金	184	関係会社株式売却損	505	ゴルフ会員権評価減	78	資産除去債務	348	未払社会保険料	85	その他	44	繰延税金資産小計	4,878	評価性引当額	1,696	繰延税金資産合計	3,181	繰延税金負債		資産除去債務に対応する除去費用	171	関係会社株式評価益	84	その他有価証券評価差額金	102	前払年金費用	481	繰延税金負債合計	840	繰延税金資産の純額	2,340	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,422</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>855</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td><td>1,162</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>360</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>11</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>323</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>186</td></tr> <tr> <td>関係会社株式売却損</td><td>505</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>79</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>348</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>116</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>50</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>5,422</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,848</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,573</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td><td>109</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価益</td><td>85</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>146</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td>581</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>922</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>2,651</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,422	退職給付引当金	855	関係会社株式評価減	1,162	未払事業税	360	投資有価証券評価減	11	減価償却超過額	323	時効後支払損引当金	186	関係会社株式売却損	505	ゴルフ会員権評価減	79	資産除去債務	348	未払社会保険料	116	その他	50	繰延税金資産小計	5,422	評価性引当額	1,848	繰延税金資産合計	3,573	繰延税金負債		資産除去債務に対応する除去費用	109	関係会社株式評価益	85	その他有価証券評価差額金	146	前払年金費用	581	繰延税金負債合計	922	繰延税金資産の純額	2,651
繰延税金資産	百万円																																																																																												
賞与引当金	1,138																																																																																												
退職給付引当金	911																																																																																												
関係会社株式評価減	1,010																																																																																												
未払事業税	227																																																																																												
投資有価証券評価減	11																																																																																												
減価償却超過額	331																																																																																												
時効後支払損引当金	184																																																																																												
関係会社株式売却損	505																																																																																												
ゴルフ会員権評価減	78																																																																																												
資産除去債務	348																																																																																												
未払社会保険料	85																																																																																												
その他	44																																																																																												
繰延税金資産小計	4,878																																																																																												
評価性引当額	1,696																																																																																												
繰延税金資産合計	3,181																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
資産除去債務に対応する除去費用	171																																																																																												
関係会社株式評価益	84																																																																																												
その他有価証券評価差額金	102																																																																																												
前払年金費用	481																																																																																												
繰延税金負債合計	840																																																																																												
繰延税金資産の純額	2,340																																																																																												
繰延税金資産	百万円																																																																																												
賞与引当金	1,422																																																																																												
退職給付引当金	855																																																																																												
関係会社株式評価減	1,162																																																																																												
未払事業税	360																																																																																												
投資有価証券評価減	11																																																																																												
減価償却超過額	323																																																																																												
時効後支払損引当金	186																																																																																												
関係会社株式売却損	505																																																																																												
ゴルフ会員権評価減	79																																																																																												
資産除去債務	348																																																																																												
未払社会保険料	116																																																																																												
その他	50																																																																																												
繰延税金資産小計	5,422																																																																																												
評価性引当額	1,848																																																																																												
繰延税金資産合計	3,573																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
資産除去債務に対応する除去費用	109																																																																																												
関係会社株式評価益	85																																																																																												
その他有価証券評価差額金	146																																																																																												
前払年金費用	581																																																																																												
繰延税金負債合計	922																																																																																												
繰延税金資産の純額	2,651																																																																																												
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>6.4%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>2.1%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.6%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.7%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.8%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>26.3%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.4%	タックスヘイブン税制	2.1%	外国税額控除	0.6%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	その他	0.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>5.4%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>1.2%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>27.0%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4%	タックスヘイブン税制	1.2%	外国税額控除	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	その他	0.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%																																																								
法定実効税率	31.0%																																																																																												
(調整)																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.4%																																																																																												
タックスヘイブン税制	2.1%																																																																																												
外国税額控除	0.6%																																																																																												
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%																																																																																												
その他	0.8%																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%																																																																																												
法定実効税率	31.0%																																																																																												
(調整)																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4%																																																																																												
タックスヘイブン税制	1.2%																																																																																												
外国税額控除	0.3%																																																																																												
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%																																																																																												
その他	0.2%																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%																																																																																												

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
期末残高	1,123	1,123

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬（注）	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払（*1）	27,180	未払手 数 料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホール ディングス 株式会社	東京都 中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 社業	被所有100%	経営管理	資金の借 入	141,800	短期借入 金	13,700
							資金の返 済	128,100		
							借入金利 息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,016円74銭	1株当たり純資産額	11,677円62銭
1株当たり当期純利益	5,060円34銭	1株当たり当期純利益	5,471円85銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 26,064百万円	損益計算書上の当期純利益 28,183百万円
普通株式に係る当期純利益 26,064百万円	普通株式に係る当期純利益 28,183百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳
該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		21
流動資産計		97,372
固定資産	1	
有形固定資産		761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等		1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債	2	
退職給付引当金		2,678

時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

中間損益計算書

		自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	2	6,924
営業外費用	3	285
経常利益		28,282
特別利益	4	23
特別損失	5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646

中間純利益		20,713
-------	--	--------

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目 の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	7,460	7,460	7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	36	36	36
当中間期変動額合計	36	36	7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
--------------------	-----------------------------------

	(2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2024年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,133百万円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。	

中間損益計算書関係

自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	185百万円
無形固定資産	949百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,350百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	105百万円
雑損	169百万円
4 特別利益の内訳	
株式報酬受入益	23百万円
5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	13百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	28,174百万円			
(2) 1株当たり配当額	5,470円			
(3) 基準日	2024年3月31日			
(4) 効力発生日	2024年6月28日			

金融商品関係

1．金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	47,595	47,595	-
(2)その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（ ）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

() 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595

デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2024年9月30日）

1．売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,328百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自2024年4月 1日 至2024年9月30日)
委託者報酬	75,439百万円
運用受託報酬	10,634百万円
成功報酬（注）	811百万円
その他営業収益	153百万円
合計	87,039百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた

め、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

		自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日
1 株当たり純資産額	10,222円13銭	
1 株当たり中間純利益	4,021円58銭	
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。		
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		
中間純利益		20,713百万円
普通株主に帰属しない金額		-
普通株式に係る中間純利益		20,713百万円
期中平均株式数		5,150千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 2025年3月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	6,505百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
パークレイズ証券株式会社	38,945百万円	
BNPパリバ証券株式会社	102,025百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	

^{*} 2025年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務ならびに償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(2024年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年11月27日	有価証券届出書
2024年11月27日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

栗田 俊郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信の2024年9月8日から2025年3月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信の2025年3月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を

開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。